

○総務省告示第二百九十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十第三号ヲの規定に基づき、平成十九年総務省告示第四十八号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的條件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年九月二日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>五] 三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備（五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備のうち専ら自動車内に設置する無線局に使用するための無線設備を除く。）は、次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>四] 五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備のうち自動車内に設置する無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>1] 親局の無線設備は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>〔一〕次に掲げる旨を筐体の見やすい箇所に表示すること。ただし、当該表示を付すことが困難又は不合理である場合にあつては、筐体に代えて取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に表示することができる。</p> <p>当該無線設備の送信は、自動車内においてのみ可能である旨</p> <p>〔二〕電磁的方法により〔一〕に掲げる旨を当該無線設備に記録するものであつて、特定の操作によつて当該無線設備の映像面に表示することができるものであること。この場合において、当該特定の操作については書類等により明らかにするものとする。</p> <p>〔三〕電磁的方法により〔一〕に掲げる旨を当該無線設備に記録するものであつて、次に掲げる場合において表示することができるものであること。</p> <p>〔1〕当該無線設備の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示するとき。</p> <p>〔2〕特定の操作によつて当該無線設備に接続した設備の映像面に表示するとき。この場合において、当該特定の操作については書類等により明らかにするものとする。</p> <p>親局の無線設備は、自動車の電源から供給される電源によつてのみ動作すること。</p> <p>子局の無線設備は、親局からの制御によつて送信を行う機能を備えること。</p> <p>五] 〔略〕</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>四] 〔同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。